

特定生産緑地制度の概要

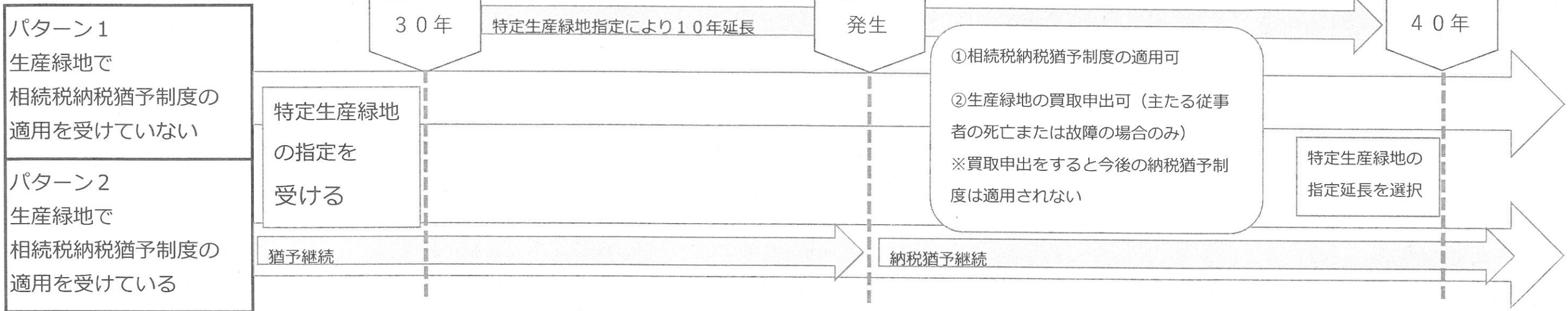
特定生産緑地制度は、生産緑地の指定告示から30年を迎える前に生産緑地の所有者が申請をすることにより、生産緑地制度を引き続き10年間延長する制度です。

今後、市から生産緑地の所有者あてに「申出基準日到来通知」を送付しますので、内容を確認の上、どの生産緑地を特定生産緑地に指定するかご検討ください。

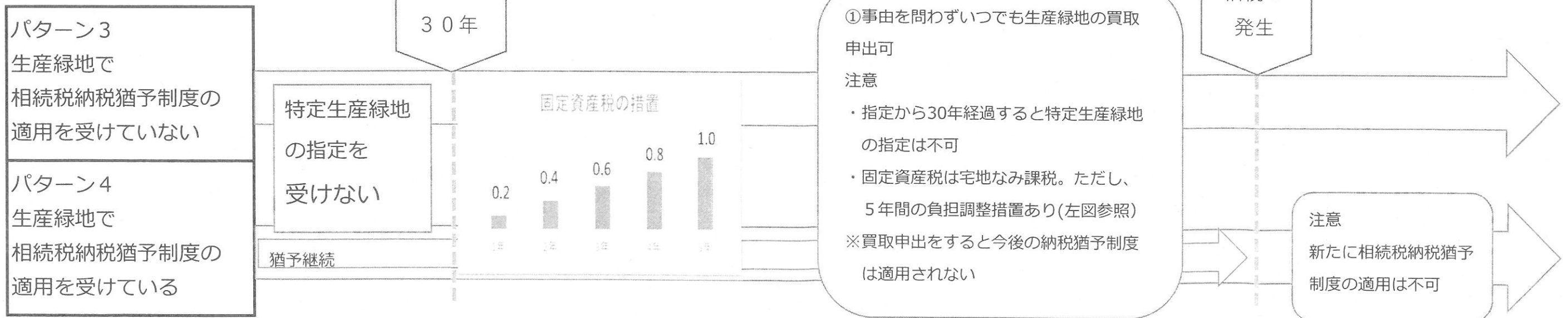
申請の受付は平成31年度中を予定しています。詳細が決まりましたら、市報やホームページ等で告知いたします。

想定されるパターン

■ 特定生産緑地の指定を受ける場合



■ 特定生産緑地の指定を受けない場合



問い合わせ先
清瀬市 都市整備部 まちづくり課
☎042-497-2093